



かごしま 市民のひろば

健康福祉 特集号

平成18年(2006年)
4月1日発行



支援します



子育て



■活用ください「かごしま市子育てガイド」

子育ての不安や疑問に答えるガイドブック。妊娠から小学校入学までの子育ての助言、本市の子育て支援事業、親子で楽しめる施設などを紹介しています。

※今年3月に改訂しました

◇**配布窓口** 母子手帳を受け取る時、乳幼児医療費助成の資格申請をするときなどに窓口で配布。子育て支援推進課、各支所、各保健センターなどにもあります
【子育て支援推進課 216-1259】



■乳幼児健康支援一時預かり事業

保育所などに入所中の子どもが病気の回復期にあるため集団保育が困難な状態にあり、家庭で保育ができない場合に子どもを預かります。

◇**実施施設** みなみクリニック・ダーグ・ヘム812-6165(鴨池二丁目4-1)、池田病院チックタック童夢館255-3737(西田一丁目4-12)、紫原たはら医院・グッドラック250-3231(紫原四丁目27-19)

■ファミリー・サポート・センター

育児の応援をしてほしい人と応援したい人が助け合う組織。保育施設の開始前や終了後に子どもを預かるなど、条件と希望にあった会員を紹介します。

【ファミリー・サポート・センター 226-7855】

■保育園を2園開所しました

4月から西谷山保育園(下福元町742)、田上キッズ保育園(田上四丁目13-15)を開所しました。申し込みなど詳しくは子育て支援推進課216-1258、谷山福祉事務所福祉課269-2111へ

■育児支援家庭訪問事業

子育ての不安やストレスを抱える家庭に助産師が訪問。育児相談や簡単な家事援助などをします。

◇**対象** 市内に住み、出産後おおむね1年未満の家庭 ※費用は無料。申請書は、こども福祉課、各支所、各保健センターにあります
◇**支援回数** 原則4回まで(支援時間は1回2時間以内) 【こども福祉課 216-1260】

■地域子育て支援センター

保育所を開放し、育児相談や育児講座、親子で楽しく遊べるふれあい広場を行っています。保育所に入所していなくても無料で参加できます。

◇**相談時間** 月～金曜日9時～16時(祝日を除く)

◇**実施施設** 鴨池保育園251-8020、松青保育園268-3751、伊敷保育園228-2144、ふじヶ丘保育園244-1365、むれが岡保育園294-8979、桜島保育園293-3115、前之浜保育園0993-43-0074、松元中央保育園278-0326、郡山保育園298-4010

健康・福祉に関する問い合わせ先

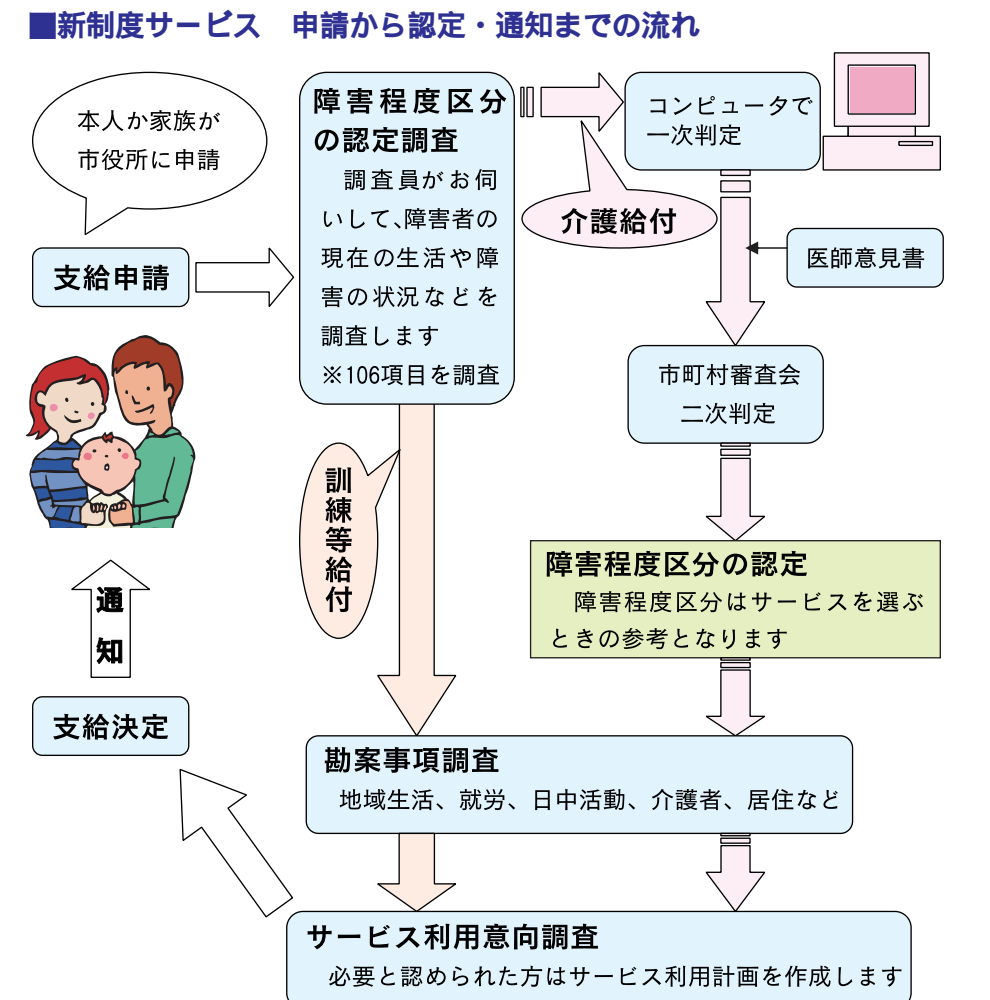
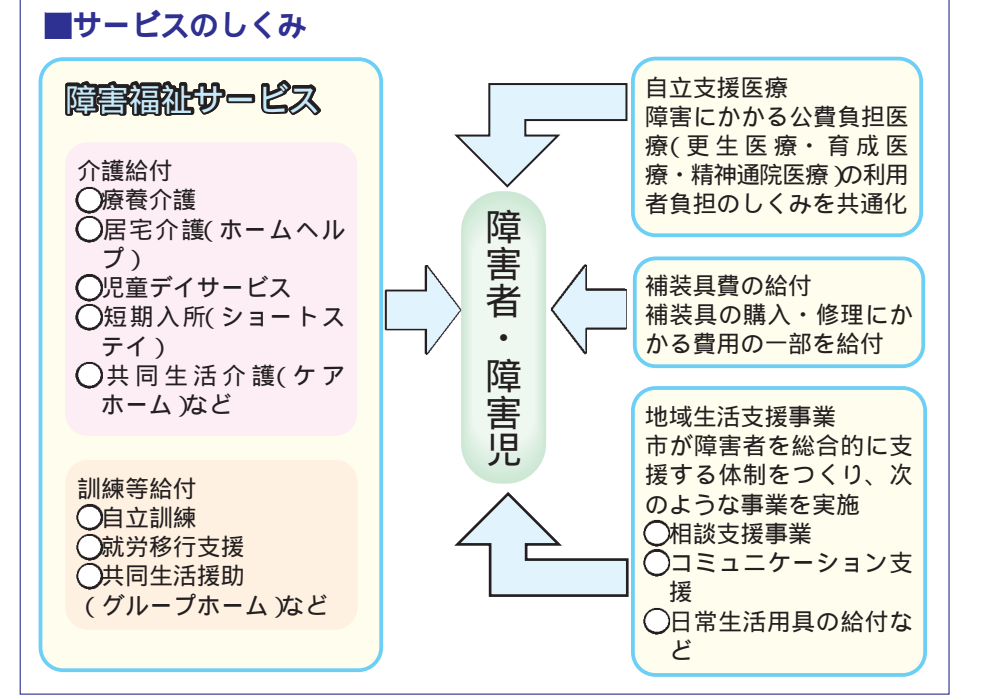
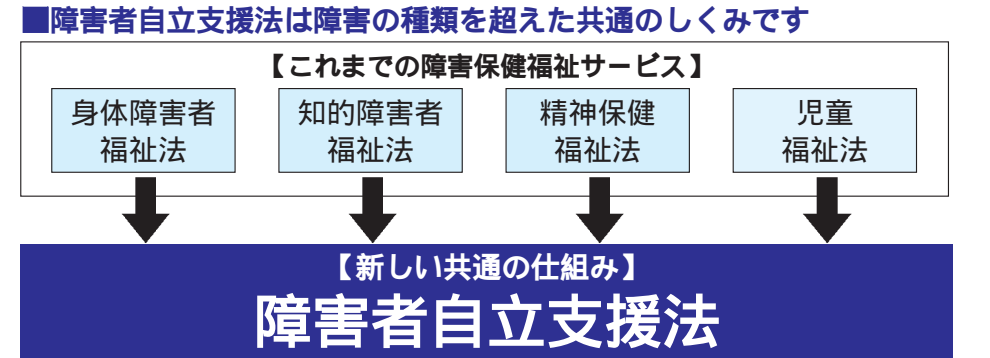
- 精神保健・難病相談に関すること
 - 保健予防課 258-2321
- 保健予防に関すること
 - 中央保健センター 258-2321
 - 南部保健センター 268-2315
 - 東部保健センター 216-1311
 - 西部保健センター 252-8522
- 保健予防・福祉に関すること
 - 吉田保健福祉課 294-1214
 - 桜島保健福祉課 293-2360
 - 喜入保健福祉課 保健予防 0993-45-3434
福祉 0993-45-3755
 - 松元保健福祉課 278-5417
 - 郡山保健福祉課 298-2114
- 福祉に関すること
 - 谷山福祉事務所福祉課 269-2111
 - 伊敷福祉課 229-2111
 - 吉野福祉課 244-7379
 - 高齢者福祉課 216-1266～1268
 - 障害者福祉課 216-1272、1273
 - 地域福祉課 216-1244
 - 介護保険課 216-1280
 - 子育て支援推進課 216-1258、1259
(総合的な子育て支援、保育所)
 - こども福祉課 216-1260、1261
(手当、乳幼児医療費、母子・父子家庭)

各種相談窓口

- ◇**保健福祉総合相談・案内窓口** 子どもから高齢者までの保健や福祉に関すること【市役所本庁 216-1241(FAX216-1491)、谷山福祉事務所福祉課(FAX267-6555)】
- ◇**介護保険相談** 介護保険に関すること【介護保険課 216-1277、谷山福祉事務所福祉課、伊敷福祉課、吉野福祉課】
- ◇**高齢者福祉相談** 高齢者の在宅福祉に関すること、老人クラブの育成指導【高齢者福祉相談室 216-1270】
- ◇**家庭児童相談** 児童の養育や家庭の相談、虐待の通告など【家庭児童相談室 216-1262、谷山福祉事務所福祉課】
- ◇**母子相談** 母子・寡婦家庭への貸し付けや就労支援など【母子自立支援室 216-1264、谷山福祉事務所福祉課】
- ◇**民生委員・児童委員** 地域の皆さんの相談相手。一人暮らし高齢者への訪問、児童健全育成など【地域福祉課】
- ◇**健康相談** 生活習慣病予防や介護予防など※血液検査、骨密度・体脂肪測定も実施
- ◇**成人歯科相談** 歯科検診相談
- ◇**健康度評価** 健康診査に基づいた生活習慣改善のための「健康づくりプラン」の設計
- ◇**地域生活習慣病予防教室** 保健師による生活習慣病予防に関する健康教育【各保健センター・保健福祉課】
- ◇**精神保健福祉相談** 心の病、認知症、ひきこもり、アルコール依存症など
 - ・医師への相談 毎週水曜日13時～15時(受け付けは14時30分まで、予約優先)
 - ・相談員への相談 月～金曜日8時30分～17時(随時受け付け、電話相談も可)
- ◇**精神障害者相談** 市の委託を受けた相談員(精神障害者の家族)が精神障害者の社会復帰などの相談に応じます【保健予防課】



新制度が始まりました 障害者自立支援法



障害者自立支援法とは

これまで障害のある人は、身体障害「知的障害」「精神障害」の3つに分けられ、障害の種類ごとに受けられるサービスなどが分かれていました。障害者自立支援法は障害の種類にかかわらずサービスを共通化し、利用者負担をみんなで支えるしくみに見直すなど、障害者の地域における自立した生活を支援するものです。

4月から

① 自立支援医療自己負担1割

自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)を指定医療機関で受けた場合、原則医療費の1割が自己負担になります。

② 障害福祉サービスの利用者負担の見直し

ホームヘルプなどの居宅サービスや施設サービスをj利用する際、その費用の1割の定率負担と施設での食費・光熱水費などの実費負担が必要になります。

10月から

① サービス体系の再編

大きな変更 施設内での生活から地域と交わる暮らしへ転換するため、施設サービスが「日中活動」と居住支援に分けられます(下表参照)

② 移行期間 施設サービスの新しいサービスへの移行期間は平成24年3月末までの5年

③ 地域生活支援事業の実施

相談支援、手話通訳、日常生活用具の給付、福祉ホーム、デイサービスなどが地域生活支援事業として再編されます

【現行の体系】内は障害の種類

居宅サービス	ホームヘルプ デイサービス ショートステイ グループホーム
施設サービス	療養施設(身体) 更生施設(身体・知的) 授産施設(身体・知的・精神) 福祉工場(身体・知的・精神) 福祉ホーム(身体・知的・精神) 生活訓練施設(精神)

【新サービスの体系】

【訪問系サービス】 在宅訪問を受けたり、通所などで利用するサービス

給付の種類	サービスの種類	内 容
介護給付	居宅介護	自宅での入浴、排せつ、食事などを介助
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者へのホームヘルプや外出支援
	行動援護	知的・精神障害により行動が制限されている人への外出支援など
	児童デイサービス	障害のある児童への療育指導や訓練など
	短期入所	介護者が病気などの場合の短期間の施設入所
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高いと認められた人に居宅介護などのサービスを包括的に提供	

【日中活動】 入所施設などで昼間の活動を支援するサービス

給付の種類	サービスの種類	内 容
介護給付	療養介護	医療が必要な障害者に常に介護が必要な人に対し病院などでの訓練や介護
	生活介護	常に介護が必要な人へ施設での介護や創作活動などの機会を提供
訓練等給付	自立訓練	身体機能や生活能力向上のための訓練
	就労移行支援	就労希望者へ就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練
	就労継続支援	就労が困難な人へ就労機会を提供し、知識や能力を向上させるための訓練

【居住支援】 入所施設などで暮らす上でのサービス

給付の種類	サービスの種類	内 容
介護給付	共同生活介護	共同生活の場で主に夜間の生活支援など
	施設入所支援	施設に入所する人へ夜間や休日の入浴、排せつ、食事などの介護
訓練等給付	共同生活援助	地域で共同生活をする人へ日常生活上の援助など

「らくらく体操」で介護予防

らくらく体操は、介護を受ける主な原因である転倒・骨折や生活機能低下を予防するため、一つ一つの動きに意味づけをして開発されました。



婦人会や老人クラブ連合会などで構成する「介護予防のうねりを起こす会」が内容を協議し、徳田修司氏(鹿児島大学教育学部教授)が監修しました。

特徴1 「鹿児島市民歌」で上半身中心に大きな筋肉を動かして基礎代謝アップ。手指の運動もあり、脳を活性化させます

特徴2 「おはら節」で片足立ちや足踏みなどにより、下半身の筋力とバランス力アップ。足指力を使うので転倒を予防できるほか、骨を刺激するので骨粗しょう症予防の効果があります

特徴3 座ったままでも、一人でも気軽にできます。所要時間は2つ合わせて約6分です

らくらく体操講習会

要予約

中央保健センター	第1・3月曜日 9時～10時
東部保健センター	第2・4火曜日 10時～11時
南部保健センター	第1・3木曜日 10時～11時
西部保健センター	第2・4木曜日 10時～11時
吉田保健福祉課	第4木曜日 10時30分～11時30分
桜島保健福祉課	第2火曜日 15時～16時
松元保健福祉課	第2水曜日 11時～12時
郡山保健福祉課	第3木曜日 14時30分～15時30分
喜入保健福祉課	第3木曜日 15時30分～16時30分

遺児、重度障害児に市民福祉手当

4月1日現在で市内に1年以上住み、一定の要件に該当すれば、年額2万4000円を支給しています。

遺児等修学手当

◆要件 次のいずれかに該当する義務教育中の児童(保護者が申請、所得の制限なし) ①父母が離婚 ②父母の一方が両方が死亡や重度の障害者が引き続き1年以上の遺棄・拘禁・行方不明 ③婚姻によらない出生

※②の重度の障害者...身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級のうちいずれかの交付を受けている人

※児童が児童福祉施設に入所の場合を除く

◆申請に必要なもの ①今年4月1日以降に発行された申請者と児童の戸籍謄本が戸籍の全部事項証明 ②申請者名義の預金通帳(郵便局を除く) ③印鑑

※父母の一方が両方が重度の障害者の場合、交付を受けている手帳も必要

【子ども福祉課216-1260、各支所の福祉課・保健福祉課】 重度障害児手当

◆要件 次のいずれかに該当する20歳未満の人(保護者が申請、所得の制限なし) ①身体障害者手帳1・2級所持者 ②療育手帳A1・A2・B1所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 ④心身の障害が①～③と同程度と認められる人

※障害児福祉手当の受給者、福祉施設への入所者、精神病院などへの措置入院者を除く

◆申請に必要なもの ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ②申請者名義の預金通帳(郵便局を除く) ③印鑑

【障害者福祉課216-1273、各支所の福祉課・保健福祉課】

同時配布しています「やさしい介護保険」

4月から改正する介護保険制度を紹介する「やさしい介護保険(説明チラシ)」を市民のひろば4月号と同時配布しています。【介護保険課 216-1277】



敬老パス

パス・電車・桜島フェリーが3分の1の料金で利用できます。

◆対象 70歳以上の人

◆申請 70歳の誕生日の2週間前から受け付け。本人の顔写真1枚(縦4cm×横3cm)が必要 ※誕生日から利用可能

◆積み増し 使用する前に車内やパスの営業所などで積み増し、パスに前払い金を入金することが必要

◆使い方

○パス・電車 乗るときと降りるときにパスで読み取り機に触れます。運賃の3分の1

友愛パス

無料です。

パス・電車・桜島フェリーが無料で利用できます。

◆施設の入館料などを減免

敬老パスや保険証など70歳以上を証明する書面を提示すると入館料などが減免になる施設があります。

◆主な施設

- 市立美術館 常設展示室
- 市立科学館(宇宙劇場は有料)
- 維新ふるさと館
- 西郷南洲顕彰館
- 平川動物公園
- かごしま近代文学館・メルヘン館
- ふるさと考古歴史館
- かごしま水族館(半額)
- かごしま温泉健康プラザ
- 福祉コミュニティセンター(入浴など)
- 市営プール
- 桜島マグマ温泉
- マリニピア喜入
- スパランド裸・楽・良(300円減額)
- さくらじま白浜温泉センター
- 仙巖園
- 本場大島紬の里
- 県内開催の高校野球大会(招待野球を含む)
- 鴨池、東開テニスコート
- かごしまシティビューなど

◆有効期限 70歳を超えても引き続き利用可能。交付時に65歳未満の場合、有効期限があります

◆使い方 敬老パスと同じ

◆原爆被爆者諸手当受給者 ※桜島フェリーの車両運賃は対象外

すこやか入浴

市内の公衆浴場で敬老パス・友愛パスを提示すると1000円(現金支払い)で入浴できます。

◆対象 敬老パス利用者、70歳以上の友愛パス利用者

◆利用回数 年24回まで

【友愛パスは障害者福祉課216-1273、そのほかは高齢者福祉課216-1266】

高齢者虐待防止法が4月から施行されます

養護者や施設職員への虐待により、高齢者の生命が身に重大な危険が生じている場合、発見者は市に通報することが義務づけられました。

◆敬老祝事業

4月から支給要件が変わりました

◆対象 敬老祝金は満88歳と100歳、長寿祝金は男女最高齢者

◆支給額 満88歳は3万円(9月支給)、満100歳は20万円(原則誕生日に支給)、最高齢者は20万円(9月支給)

◆対象 老人クラブが60歳以上の人を一定以上含む団体

◆申し込み方法が変わります

※申請は毎年度必要です

紙おむつ等助成事業

◆対象 紙おむつなどを使用している65歳以上の人で市・県民税非課税世帯の人(生活保護世帯や介護保険対象施設に入所している人を除く)

◆在宅の人は現物を支給

①介護保険で介護4以上は年額10万円相当

②介護保険で介護3以下は年額5万円相当

◆入院の人は購入費を助成

月額4000円まで

※申請は毎年度必要です

【高齢者福祉課216-1266】

高齢者

ICカードに変わりました 敬老パス・友愛パス

(一部障害者対象)

10/1から

高齢者虐待防止法が4月から施行されます

すこやか入浴

敬老祝事業

紙おむつ等助成事業

4月1日に開設

保健・急病センター

4月1日、鹿児島市保健・急病センターを開設しました。1階に夜間急病センター、2・3階に精神保健福祉交流センター、3～5階に保健環境試験所を備えた施設です。

より充実した救急医療
夜間急病センター(1階)

夜間の急病患者のための初期救急医療機関です。これまで加治屋町で診療を行っていた「市医師会夜間急病センター」は3月31日で閉院しました。

◆場所 鴨池二丁目22-18
◆連絡先 214・3350
(FAX 206・8561)

◆診療科目・時間 左表参照
※眼科、耳鼻咽喉科は、医師が常駐していません。あらかじめ連絡のうえ、ご来院ください

【夜間急病センター診療科目・時間】

診療科目	診療時間	
	平日・土曜日	日曜日・祝日 盆休み 年末年始
内科・小児科・ 外科・産婦人科	19時～翌7時	18時～翌7時
眼科・耳鼻咽喉科	19時～23時	18時～23時



保健・急病センター

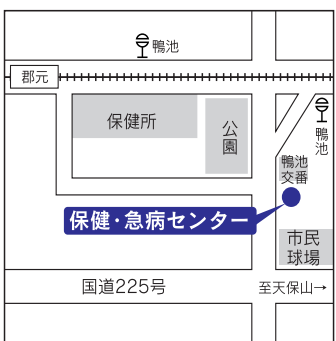
加治屋町から移転
市薬剤師会
夜間救急薬局(1階)

これまで加治屋町で調剤を行っていた「市薬剤師会夜間救急薬局」が保健・急病センター内に移転しました。

◆連絡先 206・2811
(FAX 206・2812)

◆受付時間
・平日・土曜日：19時～翌7時
・日曜日・祝日・年末年始・盆休み：18時～翌7時
◆処方せんによる調剤が主で、一般薬の販売はしません

◆歯科診療は夜間急病センターでは行っていません
◆夜間開業の歯科診療所を市歯科医師会222・0574で案内しています
◆診療時間 18時～23時
◆休日昼間は県歯科医師会口腔保健センター223・0378で9時～16時に診療



心の健康を増進 精神保健福祉交流センター(2・3階)

精神障害者の自立と社会参加を進め、市民の精神障害者に対する理解と相互の交流を深めるための施設です。

◆開館時間 9時～21時
◆休館日 毎週火曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

◆主な利用施設 交流スペース、多目的ルーム、調理室、音楽ルームなど

◆使用料 無料
◆連絡先 214・3352
(FAX 206・8571)

【保健環境試験所の検査項目など】

検査項目	受付時間	受付窓口	
検便(細菌検査)	月・火・水曜日	8時30分～15時	保健環境試験所
	火・水曜日	8時30分～12時	東部保健センター
血液型 梅毒	第4を除く毎週水曜日	8時30分～10時	中央保健センター
	第1・第3月曜日		南部保健センター
	第4水曜日		東部保健センター
	第2を除く毎週木曜日		西部保健センター
	第2木曜日		
飲料水 食品	第1月・火曜日	8時30分～12時	保健環境試験所
	第2・第4月・火曜日		

検査体制が充実 保健環境試験所(3～5階)

食中毒の原因物質の検査や環境保全に関する検査などを行う施設です。

◆臨床検査 各種健康診断の診断資料として、尿検査・検便・血液検査・喀痰かくたん(検査など)を実施

◆食品検査 食品検査・飲料水検査などを実施

◆環境検査 環境保全対策の一環として、河川などの環境常時監視や工場などの発生源監視を行うための試験検査を計画的に実施

◆受付時間 右表参照
(環境検査は一般受付を行っていません)

◆休所日 土・日曜日、祝日、年末年始

◆連絡先 214・3361
(FAX 206・8581)

地域の会場・医療機関で受診できます すこやか受診券で 年に一度、健康診断

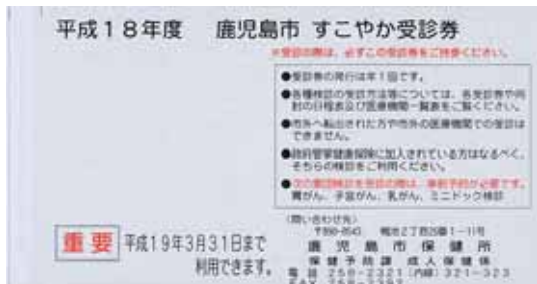
基本健康診査・胸部レントゲン検診(肺がん検診)は無料

すこやか受診券は、基本健康診査やがん検診などの受診券をつづつたチケット式の総合受診券です。

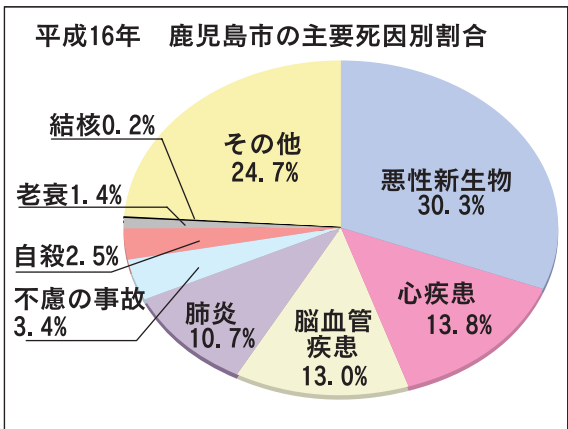
◆対象 自営業者や専業主婦など検診を受診する機会のない人に封書で4月上旬に郵送 ※社会保険などが本人名義で、職場などでがん検診を受ける機会がない人は、健康保険証を提示すれば受診できます

受診券で受けられる 検(健)診

- ◆基本健康診査 身体計測、血圧測定、尿・血液検査など
- ◆肝炎ウイルス検診、前立腺がん検診の対象者のうち希望者には血液検査を追加して実施
- ◆ミニドック検診 基本健康診査、胃・肺・大腸・子宮・乳房がん検診、歯周疾患検診、腹部超音波検診、骨粗しょう症検診
- ◆胃がん検診 胃のエックス線撮影
- ◆肺がん検診 胸部のエックス線撮影



4月上旬、対象者に「すこやか受診券」を郵送【保健予防課 258-2321】



死因の約6割が生活習慣病

生活習慣病とは、偏食など不規則な食生活、運動不足や睡眠不足、タバコやお酒の飲み過ぎといった悪い生活習慣が要因となって発症・進行する病気の総称。肥満、がん、心臓病、脳卒中、高血圧症、糖尿病などが代表的な病気。平成16年の本市の死因の約6割がこの生活習慣病によるものです。

特に血液検査が有効
生活習慣病は健康診断で見られることが多く、特に血液検査で、病気の兆候や進行を見極めることができます。

◆骨粗しょう症検診(新規)
寝たきりの原因となる骨折などの予防・早期発見をします

◆基本健康診査
65歳以上の人には、これまでの検査項目に加え、生活機能に関する項目があります

18年度から一部検診内容を変更